

2020年6月15日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者 関口 博

〃 藤田 貴裕

〃 住友 珠美

賛成者 古濱 薫

議案の提出について

議員提出第 3 号議案

マイナンバーに各種預金口座をひもづけることに慎重な対応を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

マイナンバーに各種預金口座をひもづけることに慎重な対応を求める意見書(案)

特別定額給付金の申請に当たり、政府は給付が早いとしてマイナンバーシステムを利用したオンライン申請を推奨しました。

しかし、オンライン申請は、申請者による入力項目を職員が住民基本台帳と突合するという作業を行わなければならない、郵送申請より職員の負担がはるかに大きなものとなり、給付を早く望む市民の要望に応えられません。多くの自治体でオンライン申請を取りやめたという事実からも、それがうかがえます。

そのような中、政府はマイナンバーと国民（在住外国人を含む）が開設する口座情報のひもづけを義務化する検討に入ったと報じられています。その理由の1つは、「マイナンバーと口座がひもづいていれば、給付金の振込先として管理し、『スピード』支給につながる」、また、「困窮者だけに絞った『線引き』支給ができるようになる」というものです。しかし、その理由は今回のオンライン支給の失敗を逆手に取って、国民の資産状況を把握するためにマイナンバーシステムの機能拡張を図ったものと言わざるを得ません。

本来、マイナンバーシステムは、個人情報扱うシステムです。一方、日本の行政施策は、住民基本台帳を基に世帯主単位で行われています。その点において、マイナンバーシステムと住民基本台帳は全く連携できていないシステムで、それが原因で今回のオンライン申請は失敗しました。

政府は、マイナンバーと口座がひもづいていれば、もっと「スピード」感を持って給付ができた、国民に思わせていますが、たとえマイナンバーと口座がひもづいたとしても、結婚、就職、進学、死亡等あらゆる状況で世帯主は変化するので、現在のような世帯主単位で行われる行政施策に対応するには、世帯主の口座番号を付番し直す手続が常に必要になり、国民にも職員にも負担が増えます。一方、行政施策を個人を対象にしたとしても、全員給付のような場合、乳幼児を含む子どもにも口座番号をつくって付番し、子ども自身が申請しなければなりません。つまり、マイナンバーと口座番号をひもづけても、市民や自治体職員にとって負担が増えるだけでメリットは見込めません。

マイナンバーシステムは、大変複雑なシステムです。マイナンバーと口座をひもづけするシステムを構築するには、多大な開発費が必要であり、時間もかかります。

早急に新型コロナウイルス対策の充実を図らなければならない今、以上の理由から、マイナンバーに各種預金口座をひもづけることに慎重な対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2020年6月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣